

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証試験要領の見直しについて（案）

「第1回ワーキンググループ会合」で検討いただいた実証試験要領の見直し部分については、既に第3版に反映されているので、今回は技術的な面からの見直し等は特に提案されていない状況といえる。そこで、運用面に関して懸念される実証試験要領の見直しとして検討の必要な事項等を以下に示す。

- 「平成22年度環境技術実証事業 実施要領（平成22年4月 環境省）」の第2部第9章3.には、【全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりウェブサイトに登録され、公開するものとする。】との内容が記載されているが、実証試験要領（第3版）には、【実証試験結果の如何を問わず】という記載はありません。平成21年度の本分野の実証対象技術において、実証試験場所での過酷な負荷により、実証申請者が納得できない結果となり、実証試験結果報告書の公表が遅れたという事例があります。実証申請者は、実施要領まできちんと読まない可能性も考えられるので、そのような誤解やトラブルを避けるためにも、最新版の「環境技術実証事業 実施要領」の内容と「実証試験要領」の内容は、連携を持たせておく方が良いと考えられる。
- 平成22年度の実証対象技術で使用されているある種の酵素が、多方面で利用されているという情報があり、同一の原理・規格を使った技術申請を想定して、事前に対応を検討しておく必要はないかが懸念される。参考までに、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）の実証試験要領（第3版）ではOEM製品に対しての項目がありません。

このような運用面での見直しを修正する場合、該当する部分を以下に示す。

該当する部分	見直しの方向（案）	実証試験要領における対応箇所
<p>①【実証試験結果の如何を問わず】という記載漏れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編 <ul style="list-style-type: none"> I. 緒言 3. 実証試験の種類及び概要 <ul style="list-style-type: none"> (2) 実証試験の概要 ③データ評価と報告 <p>文末の「承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術実証事業ウェブサイト等で一般に公開される。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料編 <ul style="list-style-type: none"> I. 環境技術実証事業の概要 4. 事業の手順 <ul style="list-style-type: none"> (9) 後半「また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「承認された実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、環境省の環境技術実証事業ウェブサイト等に登録され、一般に公開される。」 ・「また、この報告書は、実証試験結果の如何を問わず、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公開される。」 	<p>P3</p> <p>P ii 資料編</p>

該当する部分	見直しの方向（案）	実証試験要領における対応箇所
<p>②同一の原理・規格を使った技術（OEM技術）申請への事前対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編 III. 実証対象技術の審査 1. 申請 <p>の部分に同一の原理・規格を使った技術（OEM技術）に関する情報の項目を挿入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、「g. 技術の先進性について」と「h. その他（特記すべき事項）」の間に、「h. 同一の原理・規格を使った技術（OEM技術）に関する情報*1」を挿入し、元の h. 以下の文字順を下げる。 更に、枠の中に注釈を付け、説明する。 <p>【注釈の例示】</p> <p>*1：OEM技術（同一の原理・規格を使って、性能は同じであるが、異なる名称で、異なる事業者によって販売されている技術・製品）が存在する技術・製品を申請する場合、関係者間（技術開発者、販売事業者など）で調整の上、付録1に示す“実証申請書”の他に“申請する技術とOEM技術との関係を示す文書”を提出することで、それらは同一の原理・規格を使っているが別の技術として認識される。ここで示す“申請する技術とOEM技術との関係を示す文書”とは、業務提携（契約）文書及びこれに類する文書を指す。</p>	<p>P7</p>